

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成 28 年 12 月 9 日

静岡県知事 川勝 平太

記

1 業務概要

(1) 業務名

平成 28 年度伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

本業務は、伊豆半島地域における生涯活躍のまちづくりに資するモデル事業の展開に向け、モデル事業の取組計画を策定するに当たり、モデル事業検討部会の開催等を実施し、取組計画（案）の作成を行うものである。

(3) 業務期間

契約の日から平成 29 年 3 月 28 日（火）限り

(4) 契約限度額

¥10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 企画提案書等を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 日本国内に本社又は営業所を有していること。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県から、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成 18 年 3 月 30 日付け集用第 103 号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。

3 調査業務委託募集要項等の配布

(1) 配布期間

平成 28 年 12 月 9 日（金）から平成 28 年 12 月 19 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 6 階
静岡県政策企画部政策推進局企画課総合計画班
電話番号 054-221-3129

(3) 配布方法

上記(2)に掲げる機関で配布するほか、静岡県政策企画部ホームページに掲載する。
政策企画部ホームページ<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/index.html>>

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成 28 年 12 月 12 日（月）から平成 28 年 12 月 20 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）

(2) 提出先

上記 3 (2) に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。（平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 5 時までに必着）

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）とする。郵送の場合は、封筒等の表面に、必ず「伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託公募型プロポーザル提出書類」と朱書きにより明記すること。

5 審査方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、県は、企画提案書等及びプレゼンテーションを基に審査を実施する。（実施予定日：平成 28 年 12 月 21 日（水））

6 委託候補事業者の特定等

(1) 県は、企画提案の内容、業務の工程や実施体制、見積額等を総合的に評価し、委託候補事業者 1 者を特定する。

特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより、平成 28 年 12 月 22 日（木）までに通知する。あわせて、特定通知書を郵送する。

(2) 県は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約

を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 企画提案書等を提出するために必要な要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

- (3) 特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨とその理由を電子メールにより、平成 28 年 12 月 22 日（木）までに通知する。あわせて、非特定通知書を郵送する。

7 非特定者に対する理由の説明

- (1) 非特定者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、平成 28 年 12 月 22 日（木）から平成 29 年 1 月 5 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）に書面（様式自由）を持参すること。持参以外によるものは受け付けない。
- (3) 説明を求めたものに対しては、電子メールにより、平成 29 年 1 月 13 日（金）までに回答する。あわせて、書面を郵送する。
- (4) (2) の書面の提出先は、上記 3 (2) に同じとする。

8 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 詳細は、平成 28 年度伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項による。
- (3) 照会窓口は、上記 3 (2) に同じ。